答弁第一九号
令和八年十一月十三日受領

内閣衆質二二三第一九号
令和八年十一月十三日

衆議院議長　森　英介　殿

内閣総理大臣　高市早苗

衆議院議員小川淳也君提出ｅスポーツ関連業務を活用した障害者就労支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小川淳也君提出ｅスポーツ関連業務を活用した障害者就労支援に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「若者」の中には、一般論として申し上げれば、お尋ねのような「適切な支援の下で仕事につなげられる可能性のある者」は存在すると認識しており、「こうした若者がＢ型事業所で学び、実際の業務を担って工賃を得ることが、社会参加や自信の回復、家族の負担軽減につながる可能性」はあるものと考えている。また、御指摘の「本ガイドライン」である「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」（令和七年十一月二十八日付け障障発一一二八第一号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知別紙。以下「ガイドライン」という。）における「ｅスポーツ」については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一八」（平成三十年六月十五日閣議決定）における「広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す」としている「ｅスポーツ」と同義であり、お尋ねの「大会の企画・運営、受付、会場設営、実況・解説、映像配信及び動画制作等の関連業務も」これに係る活動に含まれ得るものと考えている。その上で、お尋ねの「当該記載の趣旨」につ

いては、二についてで述べるとおり、ガイドラインの中で、「ｅスポーツ」を「公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動」の事例の一つとして挙げたものであるが、御指摘の「生産活動」として適切であるか否かについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する障害福祉サービス事業者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）の指定を行う都道府県知事において、個別具体的な事案に応じて判断されるべきものであることから、お尋ねのように「実際の業務及び収入がある場合にも、ｅスポーツに関連するという理由のみをもって生産活動として」一律に「不適切と判断する趣旨」ではない。

二について

お尋ねの「事実関係」及びそれを「把握した」「方法」については、ガイドラインを作成するに当たり、厚生労働省が行った「指定就労継続支援事業所」への視察及びヒアリング並びに地方公共団体から同省への情報提供等により、「ｅスポーツ」を「生産活動と称して、」「公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動を行わせている不適切な事例」があることを把握したものである。また、お尋ねの「判断の根拠」及び「不適切と判断した理由」については、こうした事例の中に、御指摘の「自

立支援給付費からの工賃補填等の運営上の問題」ではないが、「活動内容自体の問題」及び「生産活動の実態の欠如」がみられたためであり、「ｅスポーツ」をそのような事例の一つとして、ガイドラインの中で例示したものにすぎない。また、お尋ねの「把握した事例の件数、把握した時期」及び「当該事業所で行われていた活動の内容」については、当該事業所の特定につながる情報が含まれているため、お答えすることは差し控えたい。

三について

御指摘の「適切な取組と不適切な運営との違い」については、ガイドラインにおいて「適切な生産活動の機会の提供になっているか」の「詳細を確認する」に当たって、「具体的な生産活動の場面があるか」、「当該生産活動により一般就労に必要な能力向上が見込まれるか」、「それにより安定した生産活動収入を得ることができるか」、「地域の中に当該生産活動により習得した能力が活かされる労働市場や求人があるか」、「生産活動の収益が適当か（収入が支出と合っているか）」及び「業務委託費が妥当か（取引価格や単価が過大又は過小に設定されていないか）」といった「観点」を具体的に示しているところである。その上で、一についてで述べたとおり、これらの「観点」を踏まえ、都道府県知事が御指摘のように

「業務の実態や支援内容等に応じて個別に判断」して障害福祉サービス事業者の指定を行うものであることから、当該指定において「ｅスポーツ」に係る「適切な事業」が「一律に排除」されるものではなく、また、お尋ねのように「取組の萎縮を招く点で早計」であるとは考えておらず、現時点で「本ガイドラインの記載を見直す」ことは考えていない。